

令和7年度 東中地区森林境界明確化業務  
仕様書

令和7年9月

東中地区森林の集約化促進協議会

## 第1章 総則

### 第1条 (適用範囲)

本仕様書は、東中地区森林の集約化促進協議会(以下「発注者」という。)が発注する「令和7年度 東中地区森林境界明確化業務」(以下「本業務」という。)について適用するものである。

### 第2条 (業務名)

令和7年度 東中地区森林境界明確化業務

### 第3条 (業務箇所)

新潟県糸魚川市東中地区の一部 150ha(別添位置図参照)

### 第4条 (履行期間)

契約締結日から令和8年1月30日まで

### 第5条 (関連法令等)

本業務の実施にあたっては、本仕様書の定めによるほか、下記の関係法令等に準拠して実施するものとする。

- (1) 森林法(昭和26年6月26日法律第249号)
- (2) 森林法施行規則(昭和26年8月1日農林省令第54号)
- (3) 森林経営管理法(平成30年法律第35号)
- (4) 森林経営管理法施行令(平成30年政令第320号)
- (5) 森林経営管理法施行規則(平成30年農林水産省令第78号)
- (6) 航測法による森林境界の明確化事業実施のマニュアル(令和7年4月)
- (7) 測量法(昭和24年6月3日法律第188号)
- (8) 測量法施行令(昭和24年政令第322号)
- (9) 国土交通省公共測量作業規程(平成28年3月31日国土地第190号)
- (10) 新潟県公共測量作業規定(平成20年6月9日国土地第158号)
- (11) 著作権法(昭和45年5月6日法律第48号)
- (12) 地理空間情報活用推進基本法(平成19年法律第63号)
- (13) 地理情報標準プロファイル(国土交通省国土地理院)
- (14) 個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)
- (15) 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第58号)
- (16) 新潟県個人情報の保護に関する法律施行条例(令和4年10月25日条例第32号)
- (17) その他関係法令、規則、通達等

#### 第6条 （技術者の配置及び資格）

本業務の実施にあたり、次の有資格者を配置するものとする。

- (1) 管理技術者  
技術士(森林部門)を有する者
- (2) 照査技術者  
測量士の資格を有する者
- (3) 担当技術者  
測量士又は測量士補の資格を有する者

#### 第7条 （情報管理及び情報保護対策等）

- 1 本業務で取り扱う情報については、個人情報、発注者から貸与された資料及び情報を適正に管理するものとする。
- 2 受注者は、機密情報の提供、返却等の授受について、発注者の指示に従うものとする。
- 3 受注者は、情報管理及び品質管理等の観点から、業務着手までに下記の認証を取得していることとする。また、各認証を証明する登録証の写しを契約時に提出することとする。
  - (1) 品質マネジメントシステム
  - (2) 環境マネジメントシステム
  - (3) 情報セキュリティマネジメントシステム
  - (4) プライバシーマーク(P マーク)

#### 第8条 （貸与資料）

- 1 発注者は、本業務に必要な下記資料を受注者に貸与するものとする。
  - ① 法務局地図(公図・14条地図)データ
  - ② 土地登記簿データ
  - ③ 森林基本図データ
  - ④ 森林計画図データ
  - ⑤ 森林簿データ
  - ⑥ 林地台帳・林地台帳地図データ
  - ⑦ 土地課税台帳データ
  - ⑧ 令和6年度航空レーザ計測業務委託成果
  - ⑨ その他本業務に必要な資料
- 2 受注者は、東中会館に保管され、持ち出し不可となっている本業務に必要な下記資料を、東中区長に申請し閲覧・謄写するものとする。

- ① 和紙図
- ② 土地参考図

3 受注者は、破損・紛失・盗難などの事故がないように貸与資料を管理し、本業務が完了したとき、契約が解除されたとき、又は本業務遂行上不要となったときは、速やかに返却又は発注者の指示に従った処置を行うものとする。

#### 第9条（守秘義務）

- 1 受注者は、契約から生じる一切の権利・義務を第三者に譲渡又は貸与してはならないものとし、業務で知り得た内容を第三者に開示・漏洩してはならず、業務完了後も同様とする。
- 2 業務で使用する各種資料・データに含まれる情報等、情報の機密性を高く求められる資料を利用するため、取扱いについては紛失又は漏洩のないように格別な注意を払うものとする。

#### 第10条（紛争の回避）

受注者は、業務の遂行のため他人の土地に立ち入る場合、あらかじめ土地の所有者の了解を得て紛争の起こらないように留意するものとする。

#### 第11条（諸事故の処理）

- 1 受注者は、情報の漏えいを含む諸事故等については、速やかに発注者に報告するものとする。
- 2 本業務によって生じた諸事故及び第三者に与えた損害は、全て受注者の責任により解決しなければならない。
- 3 1から2までの規定は、本業務に係る契約期間の満了後又は契約解除後も同様とする。

#### 第12条（検査及び瑕疵）

- 1 受注者は完了検査を受ける際、事前に関係書類を提出の上、速やかに検査を受けるものとする。
- 2 前項の検査に合格しない場合には、発注者が指定する期間内に問題箇所の修正を行い、再検査を受けるものとする。
- 3 本業務を完了し、成果品を引き渡した後においても、その内容に受注者の過失による不良箇所が発見された場合は、受注者は責任を持って速やかに修正するものとする。

#### 第13条（成果品の帰属）

本業務の成果品は、著作権法(昭和45年5月6日法律第48号)第21条から第28条及び

第47条第3項に定める全ての権利並びに民法(明治29年4月27日法律第89号)第206条に定める所有権(以下「著作権等」という。)を発注者が有するものとする。

また、受注者は本業務の成果品を、発注者の許可なく第三者に対して複製、公表、貸与及び使用してはならない。

#### 第14条 (その他)

本仕様書に記載のない詳細な項目、内容等については、発注者と受注者の協議の上決定し、発注者の指示を受けるものとする。

## 第2章 業務概要

#### 第15条 (業務範囲)

- 1 本業務は、糸魚川市東中地区の一部を対象に森林境界明確化を実施するものとする。
- 2 本業務の業務範囲は、次のとおりとする。
  - (1) 全体計画
  - (2) 資料収集・整理
  - (3) 公図合成図の作成
  - (4) 現地調査
  - (5) 森林境界推定図の作成
  - (6) 報告書とりまとめ

## 第3章 業務内容

#### 第16条 (全体計画)

受注者は、本業務の実施にあたり、本業務の目的を十分に理解し作業の方法、使用する機器、要員、日程等について適切な計画を立案し、業務計画書に取りまとめ、関係機関への諸手続きを行い、発注者の承認を得るものとする。

#### 第17条 (資料収集・整理)

森林の境界に関する資料の整理を行う。収集した資料については作成日の時点、和紙図や土地課税台帳付属地図における作成経緯がわかる場合には整理し、収集リストを作成する。

#### 第18条 (公図合成図の作成)

収集整理した各種資料を用いて、地番の配列の参考となる公図合成図を作成する。公図

合成図の作成にあたっては、微地形表現図及び林相識別図等を参考とし、方位や配置等に留意するものとする。

公図合成図と登記簿の照合を行い、地番一覧表、森林所有者一覧表を作成するとともに登記簿と和紙図の一致について不一致リストにとりまとめる。

なお、和紙図についてはデジタル化を行うこととする。

#### 第19条（現地調査）

現地調査を行い、森林の境界を示す地物、山林の目印となる人工物の写真と位置情報を取得し整理する。また、発注者が指定する、地元精通者に対してヒアリングを行い境界に関する情報を収集する。

#### 第20条（森林境界推定図の作成）

微地形表現図、林相識別図と現地調査により取得した情報を基に森林境界推定図の作成を行う。推定した森林境界については推定根拠がわかるように整理する。

#### 第21条（報告書とりまとめ）

本業務にて実施した内容及び、協議記録簿を取りまとめた報告書を作成する。

### 第4章 納入成果品

#### 第22条（納品成果品）

本業務の成果品は次のとおりとする。

##### 【電子データ】

・業務報告書(WORD形式及びPDF形式)	1式
・収集資料リスト(EXCEL形式)	1式
・和紙図デジタルデータ(PDF形式)	1式
・公図合成図(SHP形式)	1式
・地番一覧表(EXCEL形式)	1式
・森林所有者一覧表(EXCEL形式)	1式
・不一致リスト(EXCEL形式)	1式
・森林境界推測図(SHP形式)	1式

##### 【ドッチファイル】

・業務報告書	1式
・森林境界に係る資料のうち電子データでない資料	1式